

通し No.	頁	行	章	項	意見概要	回答	修正
1	1	9-11	I	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	被害をもたらしている鳥獣の生息数の増加や生息地の拡大の要因について触れるべき。これらを踏まえた対策が必要。	ご意見を踏まえ、同頁31-33行目に「全国的に人口減少・高齢化が進行し、中山間地域を中心に人間活動が縮小していく中で、鳥獣によっては生息数の増加や生息地の拡大等も見られ、生活環境、農林水産業及び…」と記載し、人間活動の縮小が生息数の増加や生息地の拡大等の要因となっているという説明を加えました。	○
2	1	10	I	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	「生息数の増加や生息地の拡大によって各種被害をもたらしている鳥獣の存在感が増しており」は趣旨が曖昧なため、「生息数の増加や生息地の拡大によって、鳥獣による被害が顕著となっており」とすべき。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修文します。 「生息数の増加や生息地の拡大によって、鳥獣による被害が顕著となっており」	○
3	2-7		I	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等について個体数や加害群の半減を目標とする記載は削除又は見直してほしい。個体数削減を前提とした管理ではなく、生息環境の保全・回復、誘引物管理等の予防的・非致死の対策を基本とし、捕獲は必要最小限とすべき。	ニホンジカ、ニホンザル及びカワウについての半減目標は、環境省と農林水産省が連携して設定したものであり、農林水産業や生活環境への被害軽減に向けた科学的・計画的な管理を推進するために必要なものと考えます。また、本指針においては、捕獲のみならず生息環境管理や被害防除対策を含む総合的な取組を進める旨を記載しており、原案のとおりとします。	
4	3	6	I	第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	「錯誤捕獲の防止等に努めることも必要である」という記載は「不可欠」「重要」など強い書きぶりにすべき	本指針では、「意図しない鳥獣種の捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）への対応も含めた捕獲作業における安全管理の徹底が求められる。」としており、ご意見の趣旨は原案に含まれているものと考えます。	
5	4	13-32	I	第二 関係主体の役割の明確化と連携	国の役割が個体群管理や捕獲支援に偏っているため、生息地保全、森林整備、誘引物管理、調査研究及び普及啓発についても、国の重要な役割として明記してほしい。	鳥獣保護管理法では、国が基本指針を示し、その指針に即して都道府県が鳥獣保護管理事業計画を作成し、計画に基づく施策を実施することが基本的な仕組みとなっています。国は都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を支援することで、ご指摘のあった取組の促進を図ります。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
6	8	1-14	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	ゾーニングによるすみ分けと、人の生活圏への侵入防止策をより具体的にしてほしい。集落周辺の緩衝帯整備、誘引物管理、里地里山の環境管理などを組み合わせ、地域ごとに実効性あるゾーニングを進めてほしい。	本指針においては、ゾーニング管理の推進として、市街地等への出没を減少させるための誘引物等の管理や生息環境管理等の出没防止対策を記載しています。また個別の種の特定計画ガイドライン等で詳細をお示ししています。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
7	11	22	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	「猟具の使用による危険の予防」を「猟具を使用することによって起きる事故等の予防」等の表現に変更すべき。現行の表現だと、猟具を使用することによって危険を予防するように読める。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修文します。 「猟具の使用に係る危険の予防」	○
8	11-12	32-2	I	第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	狩猟における錯誤捕獲についても狩猟者に報告させることにより情報を収集し、都道府県に報告させるとともに、鳥獣統計における錯誤捕獲の集計を独立させるべき。 また、錯誤捕獲データの報告手続きのオンライン化・一元化について、国が整備する一元管理システム等を活用したオンライン報告・共有の仕組みを構築する旨を明記すべき。	本指針においては、錯誤捕獲に関する情報収集について、必要な情報の項目を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする旨を記載しています。また、捕獲等に係る情報を収集し一元的に管理する情報システム等の体制整備を図る旨を記載しています。錯誤捕獲データに関しても情報収集の仕組みを引き続き検討してまいります。	

通し No.	頁	行	章	項	意見概要	回答	修正
9	13	32-35	I	第四 鳥獣の特性に 応じた鳥獣保 護管理事業の 実施	飼養されている動物と外見上識別が困難な種については狩猟鳥獣の対象から除外すべき。ノイヌ・ノネコを速やかに狩猟鳥獣から除外すべき。	本指針は、あくまで狩猟鳥獣の対象種の考え方を示したものであり、今後、本指針をもとに、対象種としての適否を検討するものとなります。	
10	18		I	第五 人材の育成及 び配置	大学との連携による人材育成について、大学側の教育研究基盤の維持・強化、行政との人材交流等を支援する方策についても検討してほしい。	本指針においては、大学等と連携した専門的な知識を有する人材を育成・確保するための体制の運用に協力する旨を記載しており、引き続き、関係機関との連携強化に努めてまいります。	
11	18	8-18	I	第五 人材の育成及 び配置	狩猟者や捕獲従事者の確保だけでなく、生息地の保全・回復、生物多様性の保全及び人と野生鳥獣との共生を担う専門人材の育成・配置についても明記してほしい。	本指針においては、捕獲を担う人材のみならず、生息環境管理や被害防除対策の担い手、関係者の調整の役割を担う人材の確保及び育成も必要である旨を記載しています。	
12	20		I	第六 その他鳥獣保 護管理事業の 実施のために 必要な事項	傷病鳥獣救護は生物多様性保全への貢献を目的とする考え方に賛同。救護後の野生復帰可能性や動物福祉への配慮、市民への普及啓発の充実が望まれる。傷病鳥獣救護について、救護継続・終了の考え方についても整理してほしい。	本指針においては、傷病鳥獣救護について生物多様性の保全への貢献に重点を置くとともに、放野が可能な個体については治療・リハビリテーション及び放野を行う旨を記載しています。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
13	21 35	19-35 14-18	I、Ⅲ	第六 その他鳥獣保 護管理事業の 実施のために 必要な事項 第四 鳥獣の捕獲等 及び鳥類の卵 の採取等の許 可に関する事 項	鉛弾の規制に賛成である。非鉛製銃弾への切替えについては財政的な支援が必須であり、「必要な予算措置や試射会の実施、普及啓発等の非鉛製銃弾への切替えを促進するための取組を行う。」とし、予算措置が前提であるように明示すべき。また、鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域における許可捕獲に関しては努力義務ではなく徹底する等、さらに強い表現が必要。	非鉛製銃弾への切替えの促進については、試射会の実施や普及啓発等の取組を行う旨を記載しているところですが、引き続き、必要な支援についても検討してまいります。 本指針においては、「モニタリング調査の結果から、全国的な鉛汚染が認められており、国は、都道府県の協力も得て、全国における指定猟法禁止区域の設定の検討を行うとともに、試射会の実施や普及啓発等の非鉛製銃弾への切替えを促進するための取組を行う。」としており、原案のとおりとします。	
14	29	28	Ⅲ	第二 鳥獣保護区、 特別保護地区 及び休猟区に 関する事項	生息地回廊を指定する際には、外来鳥獣など移動を促進すべきではない鳥獣に対する対応も明記するべきである。生息地回廊の指定は、「生息地が分断された鳥獣の保護を図る」ことを目的としているが、緑地等が回廊で結ばれることで外来鳥獣などの拡散が促進されるリスクがある。	本指針においては、外来鳥獣については農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼすものについて積極的な捕獲を推進する旨を記載しています。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
15	34	21-37	Ⅲ	第四 鳥獣の捕獲等 及び鳥類の卵 の採取等の許 可に関する事 項	くくりわなの使用は全面禁止にしてほしい。	くくりわなは、シカ・イノシシ等の管理において重要な捕獲手段の一つとなっており、構造基準の設定や適正な使用の徹底により、錯誤捕獲や個体の損傷リスクを最小限にするよう努めていくこととしています。	
16	43-44	34- 36、1- 18	Ⅲ	第四 鳥獣の捕獲等 及び鳥類の卵 の採取等の許 可に関する事 項	捕獲個体の処分方法については、「できる限り苦痛を与えない」という理念に沿うよう、動物福祉の観点から処分方法自体を科学的知見に基づいて再検証し、見直してほしい。	本指針においては、捕獲個体を致死させる場合は「動物の殺処分方法に関する指針」に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する旨を記載しています。	

通し No.	頁	行	章	項	意見概要	回答	修正
17	44	25-36	Ⅲ	第四 鳥獣の捕獲等 及び鳥類の卵 の採取等の許 可に関する事 項	錯誤捕獲の防止に当たっては、わなの形状や設置場所の工夫だけでなく、錯誤捕獲が生じにくい捕獲方法及びわなの使用を優先することを明記してほしい。誤捕獲を前提とした対象種の検討ではなく、誤捕獲防止のための基準及び監視体制を強化してほしい。錯誤捕獲の内容をクマなどの大型哺乳類に限定せず、鳥類の錯誤捕獲ないしは誤認捕獲の内容を追加してほしい。	本指針においては、わなの形状の見直しや使用規制等の措置を講じるとともに、わなの設置方法を工夫することなどにより錯誤捕獲の防止に努める旨を記載しています。また、錯誤捕獲される鳥獣の種類として「クマ類やカモシカ等」と記載しており、鳥類を含む鳥獣全般が含まれているものと考えます。	
18	54	15	Ⅲ	第八 鳥獣の生息の 状況の調査に 関する事項	全国的な生息状況の推移の把握は鳥獣の保護管理上非常に重要で、今後も調査を継続していくため、鳥獣保護管理法第78条の2に基づく調査としても実施が可能となるようにする必要があります。	本指針においては、鳥獣保護管理法第78条の2に基づく調査として、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項を記載しています。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
19	55	19-21	Ⅲ	第八 鳥獣の生息の 状況の調査に 関する事項	指定管理鳥獣捕獲等事業の評価は、捕獲数や目撃数だけでなく、生息環境の改善や非致死の対策の成果も評価指標に加えてほしい。捕獲数は努力量に左右され、目撃数も個体数を直接示すものではない。	本指針においては、目標の達成状況の評価のために用いる指標として、推定生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等を選択する旨を記載しています。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
20	57	9	Ⅲ	第九 鳥獣保護管理 事業の実施体 制に関する事 項	「鳥獣による自損事故のおそれ」という表現は不明確であり、「捕獲従事者自身が負傷する事故のおそれ」等の表現に改めるべき。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修文します。 「捕獲従事者自身が負傷する事故のおそれ」	○
21	59	9	Ⅲ	第九 鳥獣保護管理 事業の実施体 制に関する事 項	地方公共団体が鳥獣保護管理事業を円滑に進められるよう、国(環境省)は安定的な財源を確保し、これを支援する旨を記載すべき。本指針中に登場する財源に関する記述はいずれも地方公共団体にその確保を求めるもので、国(環境省)に対してはその記述は見られない。	本指針においては、指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる旨を記載しています。国としても、地方公共団体が鳥獣保護管理事業を適切に実施できるよう努めてまいります。	
22	60	27-33	Ⅲ	第九 鳥獣保護管理 事業の実施体 制に関する事 項	必要な財源は、捕獲体制の整備だけでなく、生息環境の保全・回復、鳥獣被害防止対策、放獣・救護及び非致死の対策にも重点的に配分することを明記してほしい。	本指針においては、指定管理鳥獣の保護・管理のために支援を行う旨を記載しており、その配分については自治体の要望も踏まえ、効果的な配分がなされるよう引き続き検討してまいります。	
23	64	15	Ⅲ	第十 その他	高病原性鳥インフルエンザ発生時の狩猟のあり方について、狩猟の自粛など「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」と整合する記述を求める。	本指針においては、高病原性鳥インフルエンザについて「野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局や保健衛生部局、関係市町村等と連携しつつ適切な対応に努める旨を記載しています。狩猟の自粛等については、技術マニュアルとの整合性を図りながら対応してまいります。	
24	64	24-33	Ⅲ	第十 その他	安易な餌付け防止に加え、生ごみや放任果樹等の誘引物管理に必要な施設整備や財政支援についても明記してほしい。	国の役割として、都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を支援することを記載しており、誘引物管理についても支援の対象となります。関係省庁とも連携しながら、引き続き必要な支援の継続に努めてまいります。	
25	66	5-15	Ⅳ	第一 指定管理鳥獣 の管理に関す る事項	指定管理鳥獣捕獲等事業では、個体数推定及び将来予測の手法、前提条件、検証結果を公開し、第三者による検証を受けることを明記してほしい。	本指針においては、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び指定管理鳥獣捕獲等事業の内容を定める旨を記載しています。また、指定管理鳥獣捕獲等事業が終了した際には、指定管理鳥獣対策事業実施計画、広域捕獲計画、又は市町村捕獲計画の目標の達成度や効果、妥当性、特定計画又は広域的な保護・管理の方針における目標への寄与の程度等について、評価、検証を行い、評価の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で評価報告書を作成し、その結果を公表することとしています。	